

# 琴浦町学校給食用物資納入の手引き

令和6年2月  
琴浦町学校給食センター

- 1 はじめに
- 2 琴浦町の学校給食について
- 3 納入業者の登録制度について
  - (1) 納入業者登録制度
  - (2) 登録期間
  - (3) 対象物資
  - (4) 資格要件
  - (5) 登録申請
  - (6) 登録の決定
  - (7) 登録事項の変更
- 3 納入業者の決定について
- 4 給食用物資の納品について
  - (1) 給食食材の発注
  - (2) 納品
  - (3) 不良品の対応
- 5 請求と支払い
  - (1) 請求
  - (2) 支払い
- 6 問合せ先

## 1 はじめに

この手引きは、令和6年4月から琴浦町立学校給食センターへ学校給食用物資を納入していただくために必要な手続き等を示しています。

手続きをしていない場合は、給食用物資を納入することができませんので、ご注意ください。

## 2 琴浦町の学校給食について

琴浦町では町立学校給食センターにおいて小学校5校、中学校2校の給食を提供しています。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものです。また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を担っています。そのため、適切な栄養摂取による健康の保持増進や望ましい食習慣を養うことなどの目標が定められています。

また、学校給食にはふるさと教育や地産地消推進のために地場産物を積極的に取り入れています。学校給食は安全で安心な食材を使用し、それらを衛生的に調理、提供することが求められています。

### 3 納入業者の登録制度について

#### (1) 納入業者登録制度

琴浦町に学校給食用物資を納入するためには、学校給食用物資納入業者として事前に登録申請が必要です。

この制度では物資納入を希望する業者からの申請を学校給食センターで審査し、納入業者登録を行います。

なお、この登録は、学校給食に関する物資の納入を対象とし、発注を確約するものではありません。実際の物資納入業者は、登録された業者の中から見積もり等で決定します。

#### (2) 登録期間

登録期間は1年度内とします。

1月から3月までの申請：申請の翌年度の末日まで

4月から12月までの申請：申請の年度の末日まで

#### (3) 対象物資

以下の物資の納入を予定されている業者は登録が必要です。

野菜・果物、 精肉、 鶏卵、 魚介類、 加工品(穀類)、 加工品(豆腐類)、  
加工品(野菜・果物・きのこ類)、 加工品(海産物)、 加工品(肉類)、 加工品(乳類)、  
加工品(デザート等)、 加工品(缶詰類)、 その他加工品、 調味料・油脂類

#### (4) 資格要件

納入業者登録を希望される事業者は、以下に示す要件を全て満たしていることとします。

- ①学校給食の意義及び役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- ②給食用物資の製造場所、保管場所及び輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と衛生管理が徹底されていること。
- ③従業員の保健衛生の管理が十分に行われていること。
- ④学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定場所へ納入できる輸送能力を有すること。
- ⑤納入した給食用物資が著しく品質が劣ると認められる場合は、学校給食センターの指示により迅速に交換対応等を行うこと。
- ⑥納税義務を履行しており、登録開始日以前における直近2年間に業務に関する重大な事故等を起こしていないこと。
- ⑦琴浦町暴力団排除条例(平成24年琴浦町条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

#### (5) 登録申請

納入業者登録を希望される事業者は、以下の書類を学校給食センターへ郵送または持参してください。

- ①琴浦町学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書
- ②誓約書
- ③会社または団体の概要のわかる書類(初回申請時のみ)
- ④保健所の食品衛生監視票の写し、または施設の衛生状態が良好であることが分る書類
- ⑤国税及び県、町税に関する完納証明書の写し

①と②は学校給食センターに設置しています。

琴浦町のホームページからもダウンロードできます。

## **(6) 登録の決定**

提出された登録申請書等の内容を学校給食センターで登録の適否を審査します。審査の結果は、文書にて通知します。

## **(7) 登録事項の変更**

登録後に、登録事項に変更が生じたときは、申請書及び必要書類を学校給食センターへ提出してください。

## **3 納入業者の決定について**

給食用物資納入業者は以下の方法により決定します。

### **(1) 東伯郡学校給食会による共同入札**

東伯郡4町で共同入札を行います。

対象物資…調味料、缶詰類、水煮大豆、乾物類、魚介類 等

選定頻度…年3回(3月、8月、12月)

### **(2) 町による見積もり徴取**

(1)以外の物資を購入する場合は、琴浦町が登録名簿に登録されている登録業者の中から見積もりを徴取します。

町が見積もりを行う場合は、以下の時期に文書で依頼します。結果は文書でお知らせします。

①精肉、豆腐類、練物、鶏卵、こんにやく…年3回(3月、8月、12月)

②野菜・果物…毎月(使用月の前月)

③上記以外の物資…随時

## **4 給食用物資の納品について**

### **(1) 物資の発注**

納入業者には物資使用月の前月中旬に納入日時、規格及び数量等を記載した食材発注書をFAX等で送付します。

ただし、発注後に感染症流行や自然災害等により給食の内容に変更が生じる場合は、納品について相談をさせていただくことがありますのでご協力ください。

## (2) 物資の納品

物資は原則として使用日の前日または使用日当日朝の納品となります。

発注書に基づき指定した日時に指定の規格及び数量の物資に、納品書を添えて納入してください。納入時間や内容に変更が生じる場合は速やかに学校給食センターへご連絡いただき、指示に従ってください。

食材の納入時には給食学校給食センターで納品書、現品、発注書を照合して検品をします。

## (3) 不良品の対応

納入した給食用物資の著しく品質が劣るなどの場合は、学校給食センターの指示により速やかに交換等の対応をお願いします。また、調理中など検品後であっても物資に異常が発見された場合は交換などの対応をお願いすることがあります。

## 5 請求と支払い

### (1) 請求

給食用物資代金の請求は、使用月の月末又は最終納品日に締め、使用月の翌月 10 日までに学校給食センターに請求書を提出してください。

請求書の宛名は「琴浦町長」とし、以下の内容を記載、押印してください。

- ①納品した物資の品名、納品日、数量、単価など請求金額の内訳
- ②請求者の住所、名称（氏名）

### (2) 支払い

給食センターで請求書を受領、内容を確認します。支払いは使用月の翌々月の 10 日までに行います。

## 6 問合せ先

本制度、その他学校給食については、以下にお問い合わせください。

琴浦町学校給食センター

電話：0858-52-2729      FAX：0858-53-1712

〒689-2316 鳥取県東伯郡琴浦町下伊勢510番地1

e-mail kotoura-kyuusyoku@town.kotoura.tottori.jp

琴浦町学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書

学校給食用物資として以下のものを納入したいので申請します。

区分番号	区分名	区分番号	
A	野菜・果物	H	加工品(海産物)
B	精肉	I	加工品(肉類)
C	鶏卵	J	加工品(乳類)
D	魚介類	K	加工品(デザート・添加物)
E	加工品(穀類)	L	加工品(缶詰類)
F	加工品(豆腐類)	M	加工品(その他 )
G	加工品(野菜・果物類・きのこ類)	N	調味料類、油脂類

年 月 日

琴浦町教育委員会 様

申請者 商号又は名称  
代表者職氏名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
ファクシミリ  
メールアドレス

㊞

添付書類：誓約書(様式第3号)

会社または団体の概要のわかる書類(初回申請時のみ)

保健所の食品衛生監視票等、衛生状況が良好であることを確認できる書類

国税及び町税に関する完納証明書の写し

その他教育委員会が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

琴浦町教育委員会 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

私は、琴浦町の学校給食用物資の納入業者登録申請をするにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 琴浦町が定める納入条件及び納品規格等により給食用物資を納品すること。また、納入期日及び納入時刻を厳守すること。
- 2 納入した給食用物資が品質不良と認められる場合は、迅速に交換対応等を行うこと。
- 3 納入の際、給食用物資に数量等の過不足がないよう万全を期すこと。また、過不足が生じた場合は直ちに引き取り又は補充すること。
- 4 価格を不当に競り上げ又は下げる目的での談合や職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為等は一切行わないこと。
- 5 給食用物資の製造場所、保管場所及び輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と衛生管理を徹底すること。
- 6 従業員の保健衛生の管理を十分に行うこと。
- 7 給食用物資の納入等に関し、琴浦町が説明又は資料の提出を求めた場合、又は立入調査を実施する場合はこれに協力すること。